

福島町議会事務局の組織に関する規則の一部改正について

平成21年 3月 日

福島町議会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則(案)

福島町議会事務局の組織に関する規則（昭和48年福島町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（事務の分掌）</p> <p>第4条 議会グループの事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)本会議並びに協議会等に関すること。</p> <p>(2)常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会に関すること。</p> <p>(3)議案、請願、陳情その他付議事項に関すること。</p> <p>(4)議決及び決定事項の通知及び報告に関すること。</p> <p>(5)会議録その他会議の記録調整に関すること。</p> <p>(6)公印の保管に関すること。</p> <p>(7)人事並びに諸給与に関すること。</p> <p>(8)議員の<u>議員報酬並びに諸給与</u>に関すること。</p> <p>(9)予算並びに経理に関すること。</p> <p>(10)規則、規程の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(11)各種統計資料及び情報に関すること。</p> <p>(12)文書の収受、発送並びに保管に関すること。</p> <p>(13)備品並びに消耗品の保管に関すること。</p> <p>(14)議会関係各室及び傍聴席の管理に関すること。</p> <p>(15)その他議事及び庶務に関すること。</p> <p>第5条～第6条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（事務の分掌）</p> <p>第4条 議会グループの事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)本会議並びに協議会等に関すること。</p> <p>(2)常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会に関すること。</p> <p>(3)議案、請願、陳情その他付議事項に関すること。</p> <p>(4)議決及び決定事項の通知及び報告に関すること。</p> <p>(5)会議録その他会議の記録調整に関すること。</p> <p>(6)公印の保管に関すること。</p> <p>(7)人事並びに諸給与に関すること。</p> <p>(8)議員の<u>歳費</u>に関すること。</p> <p>(9)予算並びに経理に関すること。</p> <p>(10)規則、規程の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(11)各種統計資料及び情報に関すること。</p> <p>(12)文書の収受、発送並びに保管に関すること。</p> <p>(13)備品並びに消耗品の保管に関すること。</p> <p>(14)議会関係各室及び傍聴席の管理に関すること。</p> <p>(15)その他議事及び庶務に関すること。</p> <p>第5条～第6条（略）</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。